

○安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）（25 保電安第 7 号）

| 改正 | 現行 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">経 済 産 業 省</p> <p style="text-align: right;">2 8 保 電 安 第 4 0 号 平成 2 9 年 3 月 3 1 日</p> <p style="text-align: center;">経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長</p> <p style="text-align: center;"><u>安全管理審査評定等委員会設置要綱（内規）</u> について</p> <p>電気事業法第 5 1 条第 6 項（第 5 5 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期事業者検査の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第 9 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する定期事業者検査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会設置要綱（内規）を別紙のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。 2 <u>安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）（平成 2 5 年 7 月 8 日付け 2 5 保電安第 7 号）</u> は廃止する。</p> | <p style="text-align: center;">経 済 産 業 省</p> <p style="text-align: right;">2 5 保 電 安 第 7 号 平成 2 5 年 7 月 8 日</p> <p style="text-align: center;">経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ 電力安全課長 <u>渡邊 誠</u></p> <p style="text-align: center;"><u>安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）</u> について</p> <p>電気事業法第 5 1 条第 6 項（第 5 2 条第 5 項及び第 5 5 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査、<u>溶接事業者検査</u>又は定期事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定を行う安全管理審査評定委員会の安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）を別紙のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本要綱は、平成 2 5 年 7 月 8 日から施行する。 2 <u>平成 2 4 年 9 月 1 9 日付け 2 0 1 2 0 9 1 9 商局第 6 8 号「安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）」</u> は廃止する。</p> |
| <p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;"><u>安全管理審査評定等委員会設置要綱（内規）</u></p> <p>1. 設置 商務流通保安グループ電力安全課に、<u>安全管理審査評定等委員会</u>（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 目的 委員会は、電気事業法第 5 1 条第 6 項（第 5 5 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期事業者検査（以下、「<u>使用前自主（定期事業者）検査</u>」という。）の実施に係る体制の総合的な評定をし、及び電気事業法施行規則第 9 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する定期事業者検査の実施時期を定めることを目的とする。</p> | <p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;"><u>安全管理審査評定委員会設置要綱（内規）</u></p> <p>1. 設置 商務流通保安グループ電力安全課に、<u>安全管理審査評定委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 目的 委員会は、電気事業法第 5 1 条第 6 項（<u>第 5 2 条第 5 項及び第 5 5 条第 6 項</u>において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査、<u>溶接事業者検査</u>又は定期事業者検査（以下「<u>法定事業者検査</u>」という。）の実施に係る体制について、総合的な評定を行う。</p> |
| <p>3. 所掌業務 委員会は別に定める安全管理審査評定等委員会運営要領に基づき、<u>使用前自主（定期事業者）検査</u>の実施に係る体制について、総合的な評定をし、及び電気事業法施行規則第 9 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する定期事業者検査の実施時期を定める。</p> <p>4. （略）</p> | <p>3. 所掌業務 委員会は別に定める安全管理審査評定委員会運営要領に基づき、<u>法定事業者検査</u>の実施に係る体制について、総合的な評定を行う。</p> <p>4. （略）</p> |

○安全管理審査評定委員会運営要領（内規）（25 保電安第 7 号）

| 改 正 | 現 行 |
|---|--|
| <p data-bbox="667 226 920 262">経 済 産 業 省</p> <p data-bbox="1127 304 1439 378">2 8 保 電 安 第 4 0 号 平成 2 9 年 3 月 3 1 日</p> <p data-bbox="652 451 1231 493">経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長</p> <p data-bbox="460 535 1127 567"><u>安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）</u>について</p> <p data-bbox="103 609 1484 756">電気事業法第 5 1 条第 6 項（第 5 5 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期事業者検査の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第 9 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する定期事業者検査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。</p> <p data-bbox="178 808 281 840">附 則</p> <p data-bbox="103 850 1394 913">1 本要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。 2 <u>安全管理審査評定委員会運営要領（内規）（平成 2 5 年 7 月 8 日付け 2 5 保電安第 7 号）</u>は廃止する。</p> | <p data-bbox="2077 226 2329 262">経 済 産 業 省</p> <p data-bbox="2537 304 2849 378">2 5 保 電 安 第 7 号 平成 2 5 年 7 月 8 日</p> <p data-bbox="2062 420 2671 493">経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ 電力安全課長 <u>渡邊 誠</u></p> <p data-bbox="1884 535 2522 567"><u>安全管理審査評定委員会運営要領（内規）</u>について</p> <p data-bbox="1513 609 2893 724">電気事業法第 5 1 条第 6 項（第 5 2 条第 5 項及び第 5 5 条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査、<u>溶接事業者検査又は定期事業者検査の実施に係る体制</u>について、総合的な評定を行う安全管理審査評定委員会の安全管理審査評定委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。</p> <p data-bbox="1587 808 1691 840">附 則</p> <p data-bbox="1513 850 2893 945">1 本要領は、平成 2 5 年 7 月 8 日から施行する。 2 <u>平成 2 4 年 9 月 1 9 日付け 2 0 1 2 0 9 1 9 商局第 6 8 号「安全管理審査評定委員会運営要領（内規）」</u>は廃止する。</p> |

別紙

安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）

1. 評定の実施

- 1) 安全管理審査評定等委員会（以下、「委員会」という。）は、電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期事業者検査（以下、「使用前自主（定期事業者）検査」という。）の実施に係る体制について、審査を行う者（以下、「安全管理審査官」という。）又は登録安全管理審査機関から提出された安全管理審査報告書及び登録安全管理審査機関から提出された溶接事業者検査確認結果報告書をもとに評定し、及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の実施時期を定める。
 - 2) 委員会は、評定に必要な範囲において、安全管理審査官又は登録安全管理審査機関より審査内容について説明を受ける。また、委員会は、定期事業者検査の実施時期を定めるにあたり必要な範囲において、申請者より定期事業者検査時期変更に係る確認項目について説明を受けることができる。
 - 3) 委員会は、評定に際し、審査が適切に実施されたことを確認するため以下の項目を確認する。
 - (1) 審査を受けた組織
 - (2) 使用前自主（定期事業者）検査及び当該安全管理審査の実施日
 - (3)・(4) (略)
 - (5) 審査の際、確認した使用前自主（定期事業者）検査書類及び検査対象設備
 - (6) (略)
 - (7) 審査の際、確認した溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する事項（登録安全管理審査機関が実施した場合に限る。）
 - 4) (略)
 - 5) 委員であっても、審査を行った者は当該審査に係る評定に参加しない。
 - 6) (略)
 - 7) 評定の結果は、参加委員の意見を踏まえ、委員長が決定する。
 - 8) 委員会は、安全管理審査官が実施した安全管理審査の評定の結果及び定期事業者検査の実施時期については、次のとおり評定書に記録する。
 - (1) 当該審査を受けた組織が、使用前自主（定期事業者）検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定されたとき又は使用前自主（定期事業者）検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定されたときは、別紙様式1による。
 - (2) 当該審査を受けた組織が、使用前自主（定期事業者）検査の実施につき十分な体制がとられていると評定されたときは、別紙様式2による。
 - (3) 当該審査を受けた組織が、使用前自主（定期事業者）検査を実施する体制がとられていると評定されたときは、別紙様式3による。
 - (4) 当該審査を受けた組織が、使用前自主（定期事業者）検査を実施する体制がとられていないと評定されたときは、別紙様式4による。
- また、上記評定書には別紙様式5を添付する。
- (5) 当該審査を受けた組織が、定期事業者検査を実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、定期事業者検査の実施時期を定めるときは、別紙様式8による。
- 9) 委員会は、登録安全管理審査機関が安全管理審査を実施した場合は、別紙様式6により記録する。当該評定書には別紙様式7を添付する。

2. 安全管理審査及び評定方法の検証

- 1) 申請者から審査に関連して苦情等が寄せられた場合、委員会は事実関係を調査し、必要な措置を講じる。
- 2) (略)
3. (略)

別紙

安全管理審査評定委員会運営要領（内規）

1. 評定の実施

- 1) 安全管理審査評定委員会（以下「委員会」という。）は、電気事業法第51条第6項（第52条第5項及び第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査（以下「法定事業者検査」という。）の実施に係る体制について、審査を行う者（以下「安全管理審査官」という。）又は登録安全管理審査機関から提出された安全管理審査報告書をもとに評定する。
- 2) 委員会は、評定に必要な範囲において、安全管理審査官又は登録安全管理審査機関より審査内容について説明を受ける。
- 3) 委員会は、評定するに際し、審査が適切に実施されたことを確認するため以下の項目を確認する。
 - (1) 審査を受けた組織
 - (2) 法定事業者検査及び当該安全管理審査の実施日
 - (3)・(4) (略)
 - (5) 審査の際、確認した法定事業者検査書類及び検査対象設備
 - (6) (略)

(新設)
- 4) (略)
- 5) 委員であっても当該審査を行った者は当該評定に参加しない。
- 6) (略)
- 7) 評定の結果は参加委員の意見を踏まえ、委員長が決定する。
- 8) 委員会は、安全管理審査官が実施した安全管理審査の評定の結果については、次の評定書により記録する。

(新設)

 - (1) 当該審査を受けた組織は法定事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定されたときは、別紙様式1による。
 - (2) 当該審査を受けた組織は法定事業者検査を実施する体制がとられていると評定されたときは、別紙様式2による。
 - (3) 当該審査を受けた組織は法定事業者検査を実施する体制がとられていないと評定されたときは、別紙様式3による。

また、上記評定書には別紙様式4を添付する。

(新設)
- 9) 委員会は、登録安全管理審査機関が安全管理審査を実施した場合は、別紙様式5により記録する。当該評定書には別紙様式6を添付する。

2. 安全管理審査及び評定方法の検証

- 1) 申請者から審査に関連して苦情等が寄せられた場合、委員会は事実関係を調査し、必要な措置を講じること。
- 2) (略)
3. (略)

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">評 定 書</p> <p>下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（定期事業者）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。</p> <p><評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期事業者）検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分（かつ高度）な取組を実施している。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 申請者 申請日及び番号 年 月 日付け〇〇第〇〇号</p> <p>審査を受けた組織の名称</p> <p>2. 安全管理審査報告書 報告日 年 月 日</p> <p>審査を実施した者</p> <p>3. 審査内容の確認 別紙のとおり審査は適切に実施されている。 評定日 年 月 日</p> | <p>(新設)</p> |
| <p style="text-align: right;">別紙様式 2</p> <p style="text-align: center;">評 定 書</p> <p>下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（定期事業者）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。</p> <p><評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期事業者）検査の実施につき十分な体制がとられている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> | <p style="text-align: right;">別紙様式 1</p> <p style="text-align: center;">評 定 書</p> <p>下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（<u>溶接事業者・定期事業者</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。</p> <p><評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>溶接事業者・定期事業者</u>）検査の実施につき十分な体制がとられている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> |

| |
|---|
| 別紙様式3 |
| 評 定 書 |
| <p>下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（定期事業者）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。</p> <p><評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期事業者）検査を実施する体制がとられている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> |

| |
|---|
| 別紙様式2 |
| 評 定 書 |
| <p>下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（<u>溶接事業者・定期事業者</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。</p> <p><評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>溶接事業者・定期事業者</u>）検査を実施する体制がとられている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> |

| |
|--|
| 別紙様式4 |
| 評 定 書 |
| <p>下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（定期事業者）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。</p> <p><評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期事業者）検査を実施する体制がとられていない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> |

| |
|--|
| 別紙様式3 |
| 評 定 書 |
| <p>下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（<u>溶接事業者・定期事業者</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。</p> <p><評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>溶接事業者・定期事業者</u>）検査を実施する体制がとられていない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 3. （略）</p> |

| | |
|---|-------------------|
| 別紙様式5（記載例） | |
| 評定の確認項目及び結果 | |
| 確 認 項 目 | 結 果 |
| (略) | (略) |
| ②使用前自主（定期事業者）検査及び当該安全管理審査の実施日 | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| ⑤審査の際、確認した <u>使用前自主（定期事業者）検査書類及び検査対象設備</u> | (略) |
| (略) | (略) |
| ⑦審査の際、確認した <u>溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する事項とその結果（登録安全管理審査機関から審査業務を引き継いだ場合に限る。）</u> | <u>適切に実施されている</u> |

| | |
|-------------------------------------|------|
| 別紙様式4（記載例） | |
| 評定の確認項目及び結果 | |
| 確 認 項 目 | 結 果 |
| (略) | (略) |
| ② <u>法定事業者検査</u> 及び当該安全管理審査の実施日 | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| ⑤審査の際、確認した <u>法定事業者検査書類及び検査対象設備</u> | (略) |
| (略) | (略) |
| (新設) | (新設) |

評定書

以下のとおり、申請及び安全管理審査報告書の提出のあった使用前自主（定期事業者）検査の実施に係る体制等について評定する。

| | 申請者 | 申請日 | 申請番号 | 審査を受けた組織の名称 | | | 報告日 | 報告番号 | 審査を実施した者 | 審査内容の確認 | 審査対象者の区分 (安全管理審査の種類) | 溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認内容の適切性 | 評定結果 (注意参照) |
|---|-----|-----|------|-------------|----------------------|---------|-----|------|----------|---------|-------------------------|--------------------------------|----------------|
| | | | | 審査を受けた組織 | 使用前自主（定期事業者）検査の協力事業者 | *溶接施工工場 | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | 別紙のとおり | | 別紙のとおり | イ、ロ、ハ、ニ又はホ |
| 2 | | | | | | | | | | 〃 | | 〃 | |
| 3 | | | | | | | | | | 〃 | | 〃 | |

※の項目は溶接事業者検査の実施状況及びその結果について報告があった場合は記載し、ない場合は「-」を記載する。

評定日 平成 年 月 日

注意
 イは、「当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施している。」を意味する。
 ロは、「当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施している。」を意味する。
 ハは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期事業者）検査の実施につき十分な体制がとられている。」を意味する。
 ニは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期事業者）検査を実施する体制がとられている。」を意味する。
 ホは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期事業者）検査を実施する体制がとられていない。」を意味する。

評定書

以下のとおり、申請及び安全管理審査報告書の提出のあった使用前自主検査（溶接事業者検査・定期事業者検査）の実施に係る体制について評定する。

| | 申請者 | 申請日 | 申請番号 | 審査を受けた組織の名称 | | | 報告日 | 報告番号 | 審査を実施した者 | 審査内容の確認 | 審査対象者の区分 (安全管理審査の種類) | (新設) | 評定結果 (注意参照) |
|---|-----|-----|------|-------------|----------------|---------|-----|------|----------|---------|-------------------------|------|----------------|
| | | | | 審査を受けた組織 | *溶接事業者検査の協力事業者 | *溶接施工工場 | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | 別紙のとおり | | (新設) | イ、ロ又はハ |
| 2 | | | | | | | | | | 〃 | | (新設) | |
| 3 | | | | | | | | | | 〃 | | (新設) | |

※の項目は溶接事業者検査のみ記載し、使用前自主検査及び定期事業者検査の場合は「-」を記載する

評定日 平成 年 月 日

注意
 イは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主検査（溶接事業者検査・定期事業者検査）の実施につき十分な体制がとられている。」を意味する。
 ロは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主検査（溶接事業者検査・定期事業者検査）を実施する体制がとられている。」を意味する。
 ハは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主検査（溶接事業者検査・定期事業者検査）を実施する体制がとられていない。」を意味する。
 (新設)
 (新設)

別紙様式7 (記載例)

評定の確認項目及び結果

| 確認項目 | 結果 |
|---|------------|
| (略) | (略) |
| ②使用前自主(定期事業者)検査及び当該安全管理審査の実施日 | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| ⑤審査の際、確認した使用前自主(定期事業者)検査書類及び検査対象設備 | (略) |
| (略) | (略) |
| ⑦審査の際、確認した溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する事項とその結果 | 適切に実施されている |

別紙様式6 (記載例)

評定の確認項目及び結果

| 確認項目 | 結果 |
|-----------------------------|------|
| (略) | (略) |
| ②法定事業者検査及び当該安全管理審査の実施日 | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| ⑤審査の際、確認した法定事業者検査書類及び検査対象設備 | (略) |
| (略) | (略) |
| (新設) | (新設) |

別紙様式8 (記載例)

定期事業者検査時期変更に係る確認項目及び結果

| 確認項目 | 結果 |
|---|---|
| ①定期事業者検査時期の変更理由 | 平成〇年〇月〇日付け第〇号をもって〇〇から通知があった定期安全管理審査において、審査を受けた□□は、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられている組織であって、平成□年□月□日付け第□号をもって□□から申請のあった延長時期(〇年)として差し支えないと認められるため。 |
| ②電気工作物の種類及び施設番号 | 第〇号ボイラー、第〇号蒸気タービン |
| ③登録安全管理審査機関からの報告内容(安全管理審査の審査結果、溶接事業者検査の実施状況及びその結果に係る確認結果) | 当該審査において指摘事項等はない。 |
| ④前回実施した立入検査等の結果 | 検査実施日:平成△年△月△日(指摘事項等はない。) 審査立会日:平成△年△月△日(審査は適切に実施されていることを確認。) |
| ⑤前回定期事業者検査の終了日 | 平成◇年◇月◇日(適切に実施されている。) |
| ⑥延長期間及び附記する条件 | 別紙のとおり定める。 |
| ⑦その他特記事項(前回以降の変更事項等) | 特になし。 |

| |
|------|
| (新設) |
|------|